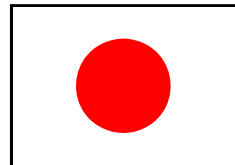




日ASEAN包括的経済連携協定 原産地規則の概要



平成20年11月

(平成30年2月：一部改訂)

財務省関税局業務課

目次

・ 日ASEAN包括的経済連携協定に係る留意点	3
・ 協定の構造	6
・ 「ASEAN包括特惠原産地規則」とは？	7
・ ASEAN包括特惠税率適用のための条件	9
・ 原産地証明書関係	10
- 原産地基準	16
- 品目別規則	19
- 累積	26
- 僅少の非原産材料	30
- インボイスが第三国で発行される場合	31
- 「連続する原産地証明書」	31
・ 原産資格を与えることとならない作業	33
・ 積送基準	35
	36

日ASEAN包括的経済連携協定に係る留意点①

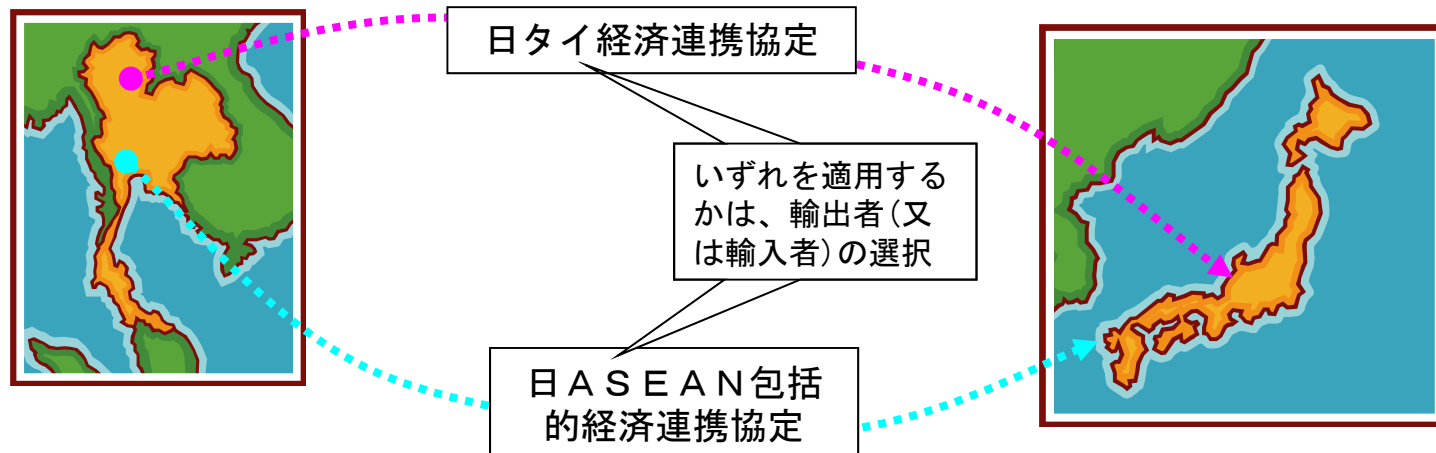
日ASEAN包括的経済連携協定と日本の東南アジア諸国との間の既存の二国間EPAとは並存する。

(輸出しようとする産品が、両方の協定の原産地規則のどちらとも満たす場合には)いずれの協定に基づく特恵税率を適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択に委ねられることとなる。

ただし、両協定の原産地規則の間には微妙な差異があり、要確認。

例えば、タイから輸出される産品が、日タイ経済連携協定及び日ASEAN包括的経済連携協定のいずれの原産地規則も満たす場合

いずれの原産地証明書を取得するか
に依存する。

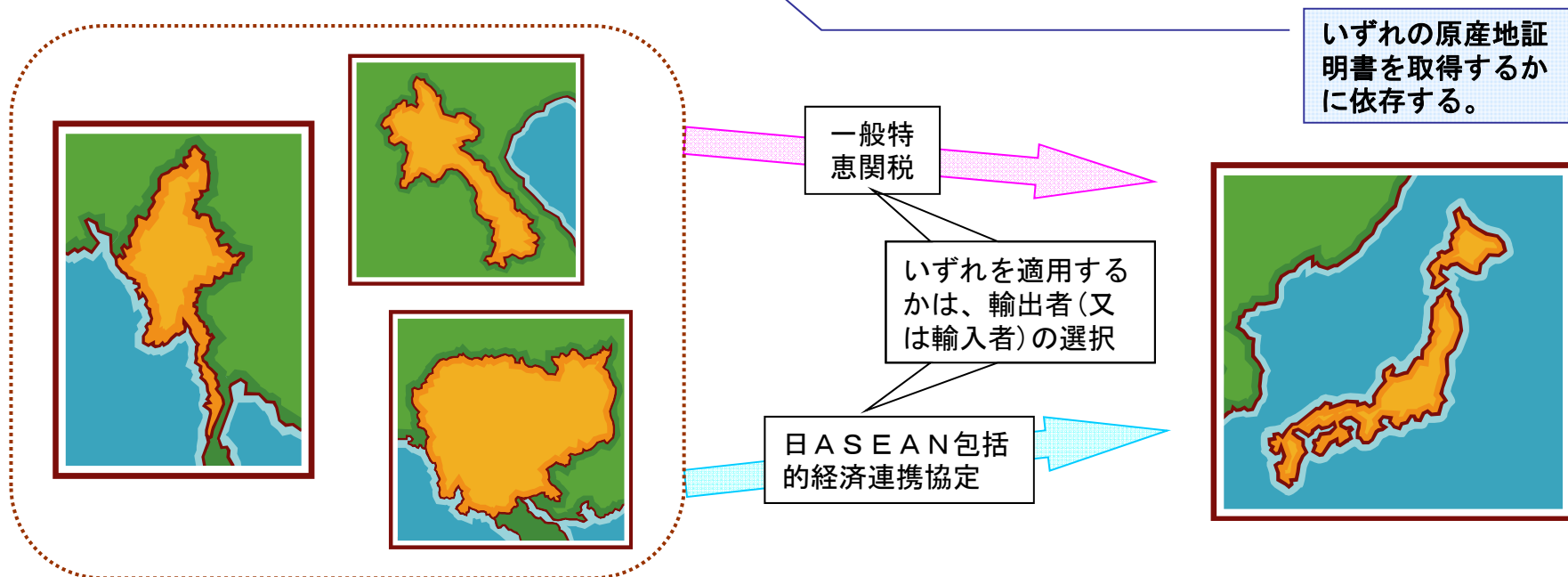


日ASEAN包括的経済連携協定に係る留意点②

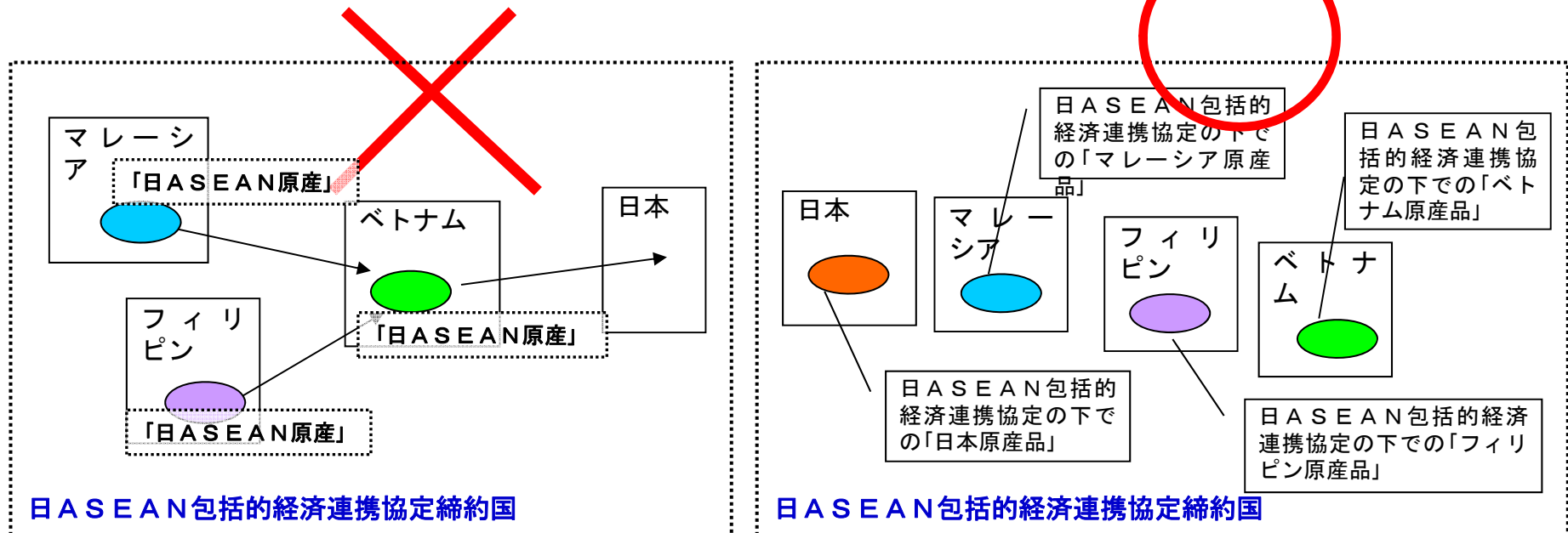
カンボジア、ラオス及びミャンマーに関しては、日ASEAN包括的経済連携協定と一般特惠関税制度とが並存する。

(輸出しようとする産品が、両者の原産地規則のどちらとも満たす場合には)いずれに基づく特惠税率を適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択に委ねられることとなる。

ただし、両者の原産地規則の間には微妙な差異があり、要確認。



日ASEAN包括的経済連携協定に係る留意点一③



(注)

日ASEAN包括的経済連携協定に関し、

『同協定の下では「日ASEAN原産」という概念がある』

というイメージを持ってしまいがちだが、これは**誤り**である。協定においては「日ASEAN原産」という概念は規定されておらず、単に日ASEAN包括的経済連携協定の下での「マレーシア原産品」、「フィリピン原産品」、「ベトナム原産品」等という概念が存在するだけである。

日ASEAN包括的経済連携協定の構造

日ASEAN包括的経済連携協定

譲許表において、ASEAN
包括特惠税率を設定

協定本体

第16条 関税の撤廃又は引下げ

第16条第1項

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、**他の締約国の原産品**について、附属書1の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。その撤廃又は引下げは、他のすべての締約国の原産品に対して無差別に適用する。

附属書1 関税の撤廃又は引下げに関する表
※一般的には「譲許表」と呼ばれている

第3章 原産地規則

【第23条—第37条】

附属書2 品目別規則

附属書3 情報技術製品

附属書4 運用上の証明手続

附属書5

「ASEAN包括特惠原産地規則」とは？

日ASEAN包括的経済連携協定

協定本体

第16条 関税の撤廃

附属書1 譲許表

これらをまとめて、「ASEAN包括特惠原産地規則」と呼ぶ。

第3章 原産地規則
(締約国の原産品であるか否かを判断するための規則)

【第23条～第37条】

附属書2 品目別規則

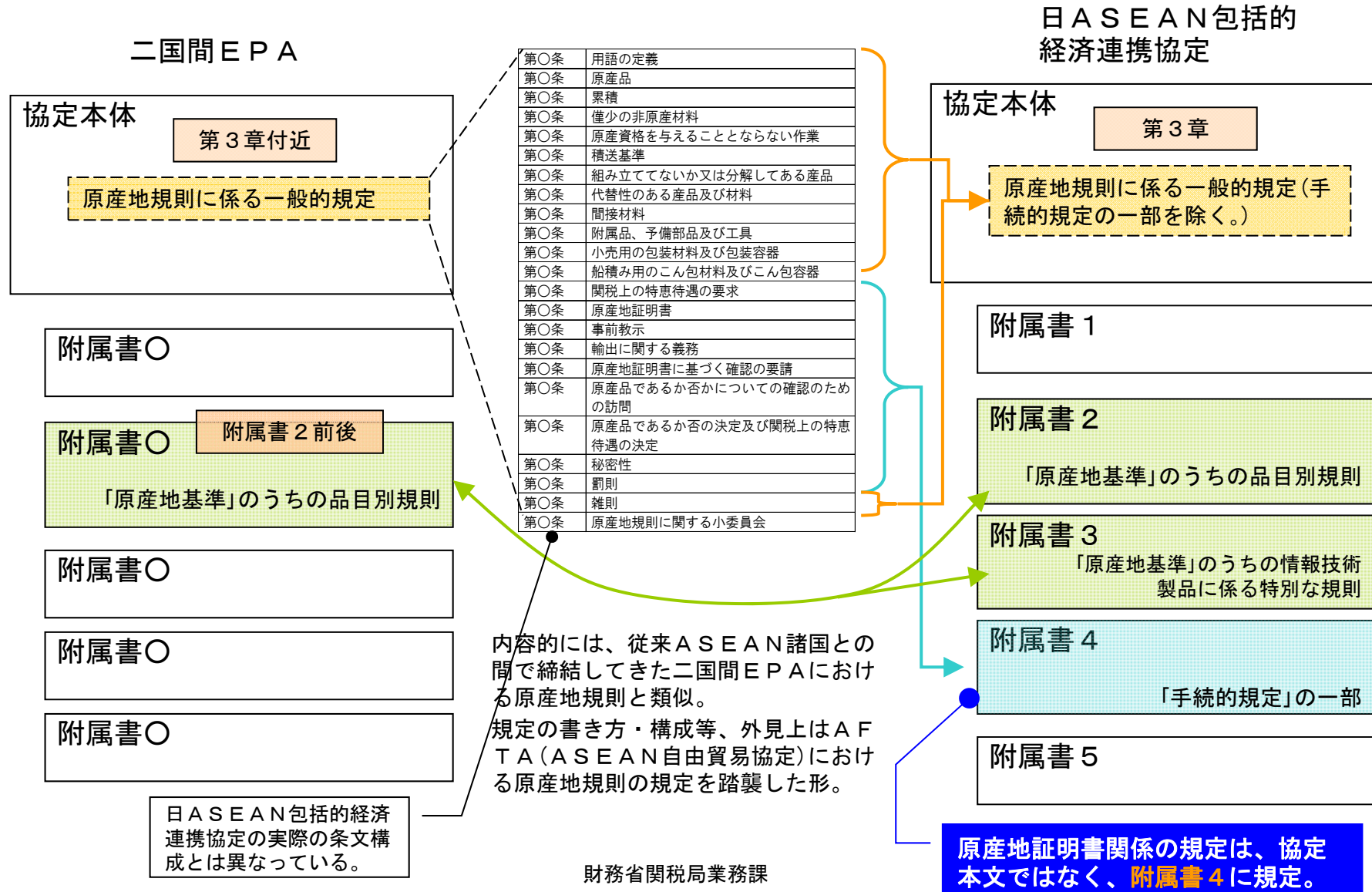
附属書3 情報技術製品

附属書4 運用上の証明手続
Operational Certification Procedures

Implementing Regulations

- ・日ASEAN包括的経済連携協定・運用上の規則
- ・関税法第68条第2項
- ・関税法施行令第61条第1項、第4項～第8項
- ・関税法基本通達68-5-1～68-5-23

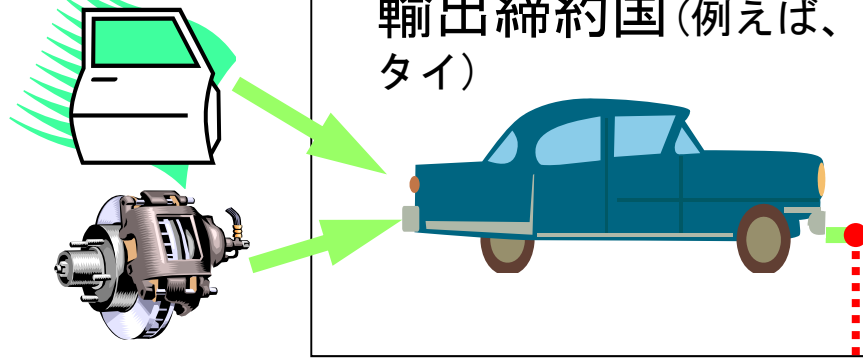
二国間EPAと日ASEAN包括的経済連携協定における原産地規則の構造のイメージ



ASEAN包括特惠税率適用のための条件

①輸出締約国(この事例では、タイ)から輸入される産品に関して、譲許表においてASEAN包括特惠税率が設定されていること

他の国



②生産された貨物が、タイの「原産品」と認められること(=ASEAN包括特惠原産地規則上の原産地基準を満たしていること)

この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」(通し船荷証券の写し等)

③日本への運送の途上でタイの「原産品」という資格を失っていないこと(=ASEAN包括特惠原産地規則上の積送基準を満たしていること)

④税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること(=ASEAN包括特惠原産地規則上の**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出すること)

★原産地基準・積送基準の両者を単に満たしているだけでは十分ではなく、満たしていることが証明されなければならない。

原産地証明書の提出

- ・ 原産品であることを証明するための原産地証明書の提出義務。（協定附属書4・第3規則第1項、関税法第68条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ）
- ・ 以下の場合には、提出を要しない。（協定附属書4・第3規則第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ）
 - 200 U S ドル又は輸入国が規定するこれより高い額を超えない貨物

20万円と規定
(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

原産地証明書に係る留意事項

- ・ **提出時期**：輸入申告時。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、許可前引取りを行う場合には、提出を猶予。(関税法施行令第61条第4項)(協定附属書4・第3規則第1項、同第4規則第2項、同第6規則第5項)
- ・ **発給機関**：各国が通報する機関
(協定附属書4・第2規則第2項、第3項)
- ・ **記入言語**：英語(協定附属書4・第2規則第8項)
- ・ **有効期間**：発給の日から1年間(協定附属書4・第4規則第1項)
- ・ **対象となる輸入は1回限り**(協定附属書4・第4規則第3項)
- ・ **些細なミス**：税関の判断にて受理が可能。(運用上の規則・第4規則(a))
- ・ **発給後の修正**：発給機関がその修正を是認したもののみ受理。(運用上の規則・第4規則(b)(i))

原産地証明書記載事項①

第1欄—第4欄

<p>1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country)</p> <p style="text-align: center;">輸出者の名称、住所、国名</p>	<p>Reference No. THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p style="text-align: center;">FORM AJ</p> <p>Issued in _____ (Country)</p> <p style="text-align: center;">See Notes Overleaf</p>
<p>2. Goods consigned to (Importer's / Consignee's name, address, country)</p> <p style="text-align: center;">輸入者の名称、住所、国名</p>	
<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>Shipment date</p> <p style="text-align: center;">輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)</p> <p>Vessel's name/Aircraft etc.</p> <p>Port of discharge</p> <p style="text-align: center;">積出港、積替港、荷卸港、 船名又はフライト番号を 分かる範囲で記入。</p> <p style="text-align: center;">「遡及発給」の場合、第3欄に船積日を記入</p>	<p>4. For Official Use</p> <p><input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s)</p> <hr/> <p>.....</p> <p>Signature of Authorised Signatory of the Importing Country</p>

発給国の国名を記入。

(注) 「遡及発給」については、P. 15も参照

原産地証明書記載事項一②

第5欄—第10欄

6桁

加えて、必要に応じ、**ACU** (第29条-累積)、**DMI** (第28条-僅少の非原産材料) を追記。

5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	8. Origin criteria (see Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity and value (FOB only when RVC criterion is used)	10. Number and date of Invoices
項目番号	包装の記号、番号	包装の個数及び種類、品名、HS番号	<p>原産地基準 下記①～③のうち、いずれか1つを必ず記入 ① "WO"、 ② "CTH"、"RVC"、"CTC"、"SP"のうち、適切なもの ③ "PE"</p>	<p>グロス重量又はその他の数量及び価格（価格の記載を要するのは、付加価値基準（RVC）が使用される場合のみで、その場合にはFOB価額を記載。）</p>	<p><u>インボイスの番号及び日付</u></p>

○ 第三国インボイスの場合には、同インボイスの発行者の名称及び住所を記入。
 ○ 第10欄に輸出国で発行されるインボイスの番号・日付が記入される場合には、第7欄には第三国インボイスの発行者の名称・住所に加えてインボイスが第三国で発行される旨を記入。

原則として日本への輸入に用いられるインボイス（第三国インボイスを含む。）
 ただし、第三国インボイスの番号・日付が**不明**の場合には、**輸出国で発行されるインボイスの番号・日付**

原産地証明書記載事項③

第11欄—第13欄

<p>11. Declaration by the exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statement are correct; that all the goods were produced in</p> <p>.....</p> <p>(Country)</p> <p>and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to</p> <p>.....</p> <p>(Importing Country)</p> <p>.....</p> <p>Place and date, signature and company of authorised signatory</p>	<p>12. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>.....</p> <p>Place and date, signature and stamp of certifying authority</p>
<p>13.</p> <p><input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Back-to-Back CO <input type="checkbox"/> Issued Retroactively</p>	

輸出者が記入。

- ・ 証明書申請の日付
- ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字)

輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。

- ・ 日付 (原則として船積日を含めその日から3日以内⇒それより後の発給を遡及発給として扱う。)
- ・ 押印
- ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字)

ゴム印は不可

紛失した場合等に「再発給」される原産地証明書

① 新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される場合：
第12欄に当初の原産地証明書の発給日と番号を記載。この場合、当初の原産地証明書は無効となる。

② 当初の原産地証明書の「写し」が発給される場合：
第12欄に当初の原産地証明書の発給日及び ” CERTIFIED TRUE COPY ” を記載。

①・②のいずれであっても、「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。.....

「第三国インボイス」の場合、ここにチェック(✓)を付す。

「連続する原産地証明書」の場合、ここにチェック(✓)を付す。

「遡及発給」の場合、ここにチェック(✓)を付す。

「遡及発給」が可能なのは、船積日から1年以内。

基準に対応する記入コード表(第8欄関係)

			記入コード
協定第24条(a) 及び第25条	完全生産品		「W O」
協定第24条(b) 及び第26条1	一般ルールを満た す製品	4桁変更によるもの	「C T H」
		付加価値基準を満た すもの	「R V C」
協定第24条(b) 及び第26条2	品目別規則を満た す製品	関税分類変更基準	「C T C」
		付加価値基準	「R V C」
		加工工程基準	「S P」
協定第24条(c)	原産材料のみから 生産される製品		「P E」

原産地証明書第8欄の原産地基準①

協定第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの
- (b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
- (c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

完全生産品

(タイ協定では第28条第1項(a)に相当)

WOと記入。

実質的変更基準を満たす産品

(タイ協定では第28条第1項(c)に相当)

記入符号は下記参照

原産材料のみから生産される産品

(部分的にはタイ協定の第28条第1項(b)に相当)

PEと記入。

※第8欄には、下記①～③のうち、いずれか1つを記入

① "WO"、

② "CTH"、"RVC"、"CTC"、"SP"のうち、適切なもの

③ "PE"

原産地証明書第8欄の原産地基準②

協定第26条 完全には得られず、又は生産されない産品

1 第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合(以下「RVC」という。)が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更(以下「CTC」という。)であって4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた産品

注釈 この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。

産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。

2 1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がRVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

1 (a)に該当する場合、“RVC”を記入

1 (b)に該当する場合、“CTH”を記入

これに該当する場合、“RVC”を記入

これに該当する場合、“CTC”を記入

これに該当する場合、“SP”を記入

「一般ルール」

「品目別規則」に対応

原産地証明書第8欄：WO＝完全生産品

－協定第24条(a)、第25条

項	目	(例 示)
(a)	締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品	(果物、野菜、切花等)
(b)	生きている動物であって、締約国において生まれ、かつ、成育されたもの	(家畜等)
(c)	締約国において生きている動物から得られる産品	(卵、牛乳、羊毛等)
(d)	締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物	(捕獲された野生動物等)
(e)	締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質	(原油、石炭、岩塩等)
(f)	締約国の領水外の水域、海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、自国の国内法令及び国際法に基づき、当該水域、海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。	(大陸棚から採掘した原油等)
(g)	締約国の船舶により、全締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品	(公海、排他的経済水域で捕獲した魚等)
(h)	締約国の工船上において(g)に規定する産品のみから生産される産品	(工船上で製造した魚の干物等)
(i)	締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収又は再利用のみに適するもの	(走行が不可能な廃自動車等)
(j)	締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの	(木くず、金属の削りくず等)
(k)	締約国において(a)から(j)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品	((b)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

品目別規則—第26条第2項、附属書2

- ・ 非原産材料を使用して生産される産品で、附属書2に定める品目別規則を満たすものは原産品となる。
 - 品目別規則における実質的変更基準
 - ・ 関税分類変更基準
 - 非原産材料の関税分類番号と、産品の関税分類番号とが異なることとなる変更が行われていること
 - ・ 加工工程基準
 - 非原産材料に特定の加工工程が施されること
 - ・ 付加価値基準
 - 付加された価値が条件を満たしていること

附属書 2 一品目別規則 関税分類変更基準

- 第1905.40号：CC (他の類の材料からの変更)

協定第26条
第1項(b)
もこのカテ
ゴリー



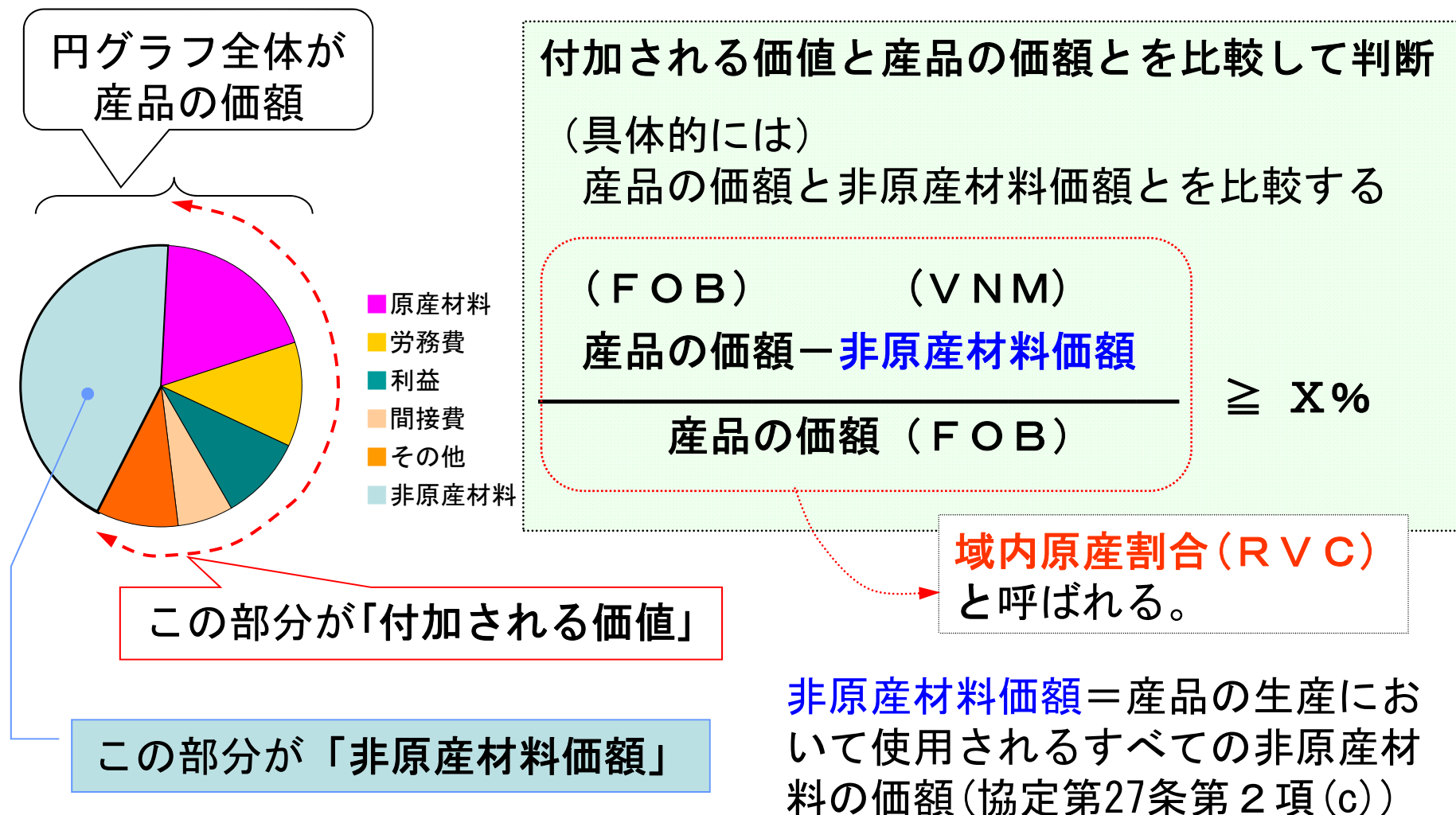
最終製品である第1905.40号の関税分類変更基準は、「他の類の材料からの変更」となっており、非原産材料である小麦粉、バターともに他の類の材料であることから、(この事例の場合)マレーシアの原産品と認められる。

(注) 使用される非原産材料は上記の2つとする。

附属書 2 一品目別規則 付加価値基準

協定第26条第1項(a)もこのカテゴリー

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。



附属書 2 一品目別規則の特徴

従来のASEAN諸国との間の二国間EPAにおいて採用されていた下記の種類の規定は採用されていない。

- ASEAN第三国産材料の使用の許諾ルール
- IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール
- 「化学反応」ルール

P. 25に補足
説明

従来のASEAN諸国との間の二国間EPAにおいて採用されていた下記の種類の規定は採用されているが、品目別規則の一番最後に「第11部注釈」として定められているので要注意。

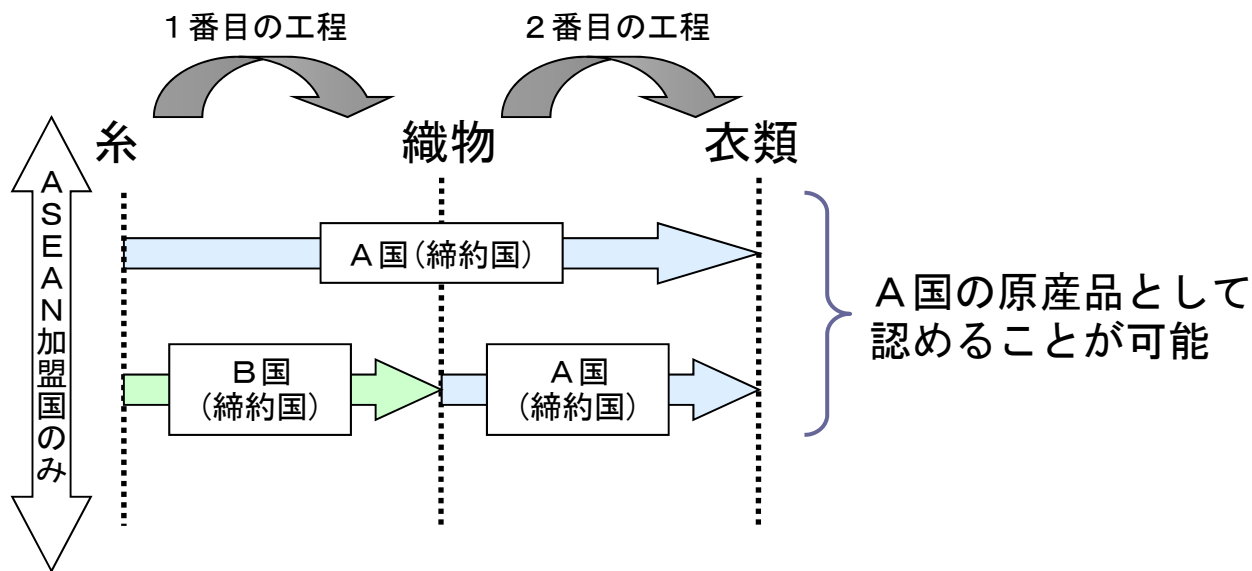
第11部注釈

- 注釈 1 浸染・なせん工程に伴わなければならない2種類の工程
- 注釈 2 第61類～第63類の産品については、関税分類を決定する構成部分に適用

日ASEAN包括的経済連携協定の下での「2工程ルール」の要件の一部緩和

日ASEAN包括的経済連携協定品目別規則・第62.04

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)



いわゆる「2工程ルール」のうちの1の工程が他の締約国で行われることを許容するもの

この「他の締約国で行われることを許容する」ことを、「ASEAN累積」等と呼ばないこと。これは、協定第29条に規定する累積の概念とは関係ない。

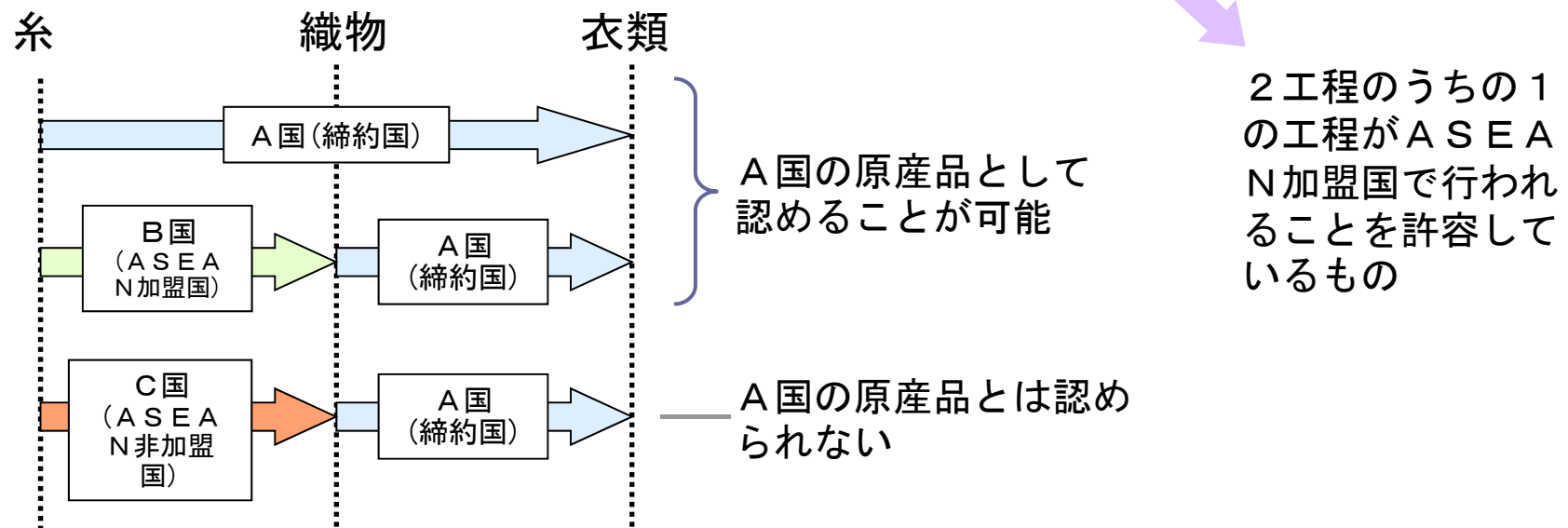
(参考)

二国間EPAの「ASEAN第三国産材料の使用の許諾ルール」における「2工程ルール」の要件の一部緩和

例えば、

日タイ経済連携協定・第62.01項－第62.11項

第62.01項から第62.11項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。)



附属書 2 一品目別規則のその他の留意事項

附属書 2 の品目別規則においては、以下のような略号が使われている。

RVC (**R**egional **V**alue **C**ontent) : 域内原産割合

CC (**C**hange of **C**hapter) : 各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更

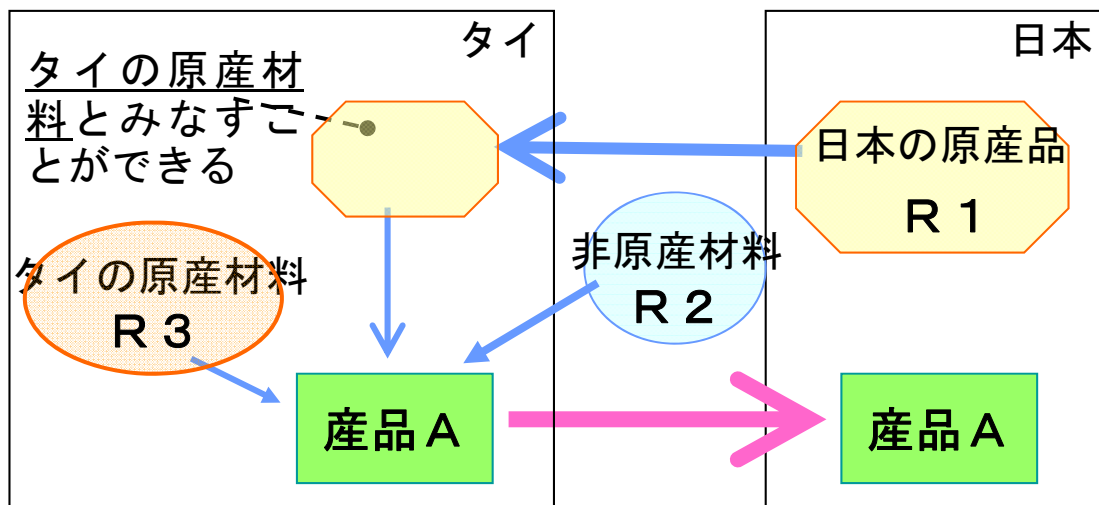
CTH (**C**hange of **t**ariff **h**eading) : 各項、号の産品への他の項の材料からの変更

CTSH (**C**hange of **t**ariff **s**ub**h**eading) : 各号の産品への他の号の材料からの変更

WO (**W**holly **o**btained or produced) : いわゆる「完全生産品」が生産されること

その他、協定本文においては、**CTC** (**C**hange in **t**ariff **c**lassification) : 関税分類変更という略号も使われている。

原産地証明書第8欄：ACU＝累積（協定第29条）－①



(注) 上図は、日本及びタイについて協定の効力が生じていると仮定したもの

日本の原産品 R1 をタイに輸出し、それを、タイにおける製品 A の生産に使用した場合、日本の原産品 R1 は、タイの原産材料とみなすことができる。

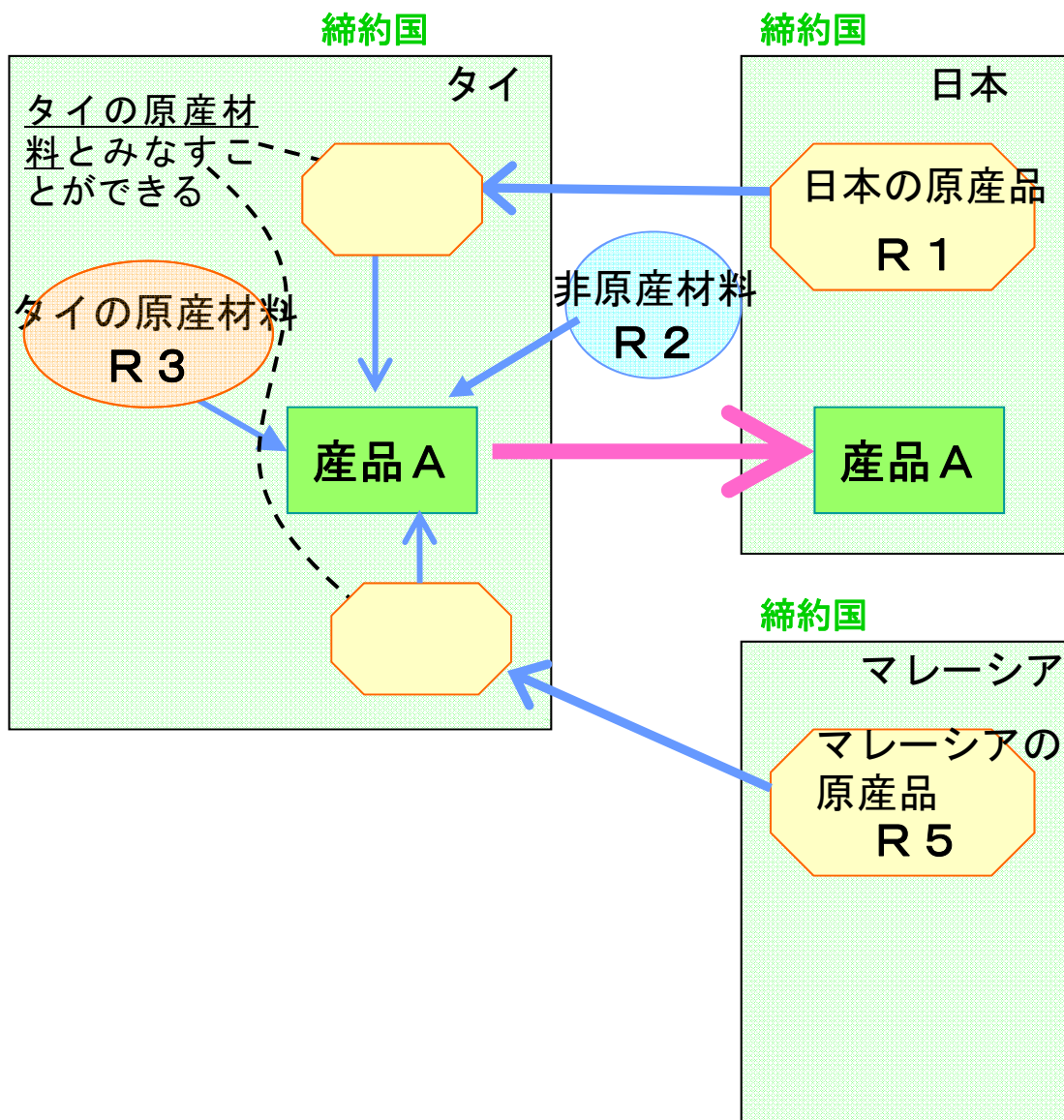
一見すると、一般特惠 (GSP) における自国関与基準と同じように見えるが

※一般特惠 (GSP) における自国関与基準との違い

- ・一般特惠の自国関与では、日本から輸出された製品であればよい。
→ ASEAN 包括特惠原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の原産品であることが必要。
- ・一般特惠では原産地証明書とともに、いわゆる ANNEX が必要。
→ ASEAN 包括特惠原産地規則においては不要。

* 本条の適用があった場合、第 8 欄に ACU と記載。

原産地証明書第8欄：ACU＝累積（協定第29条）－②

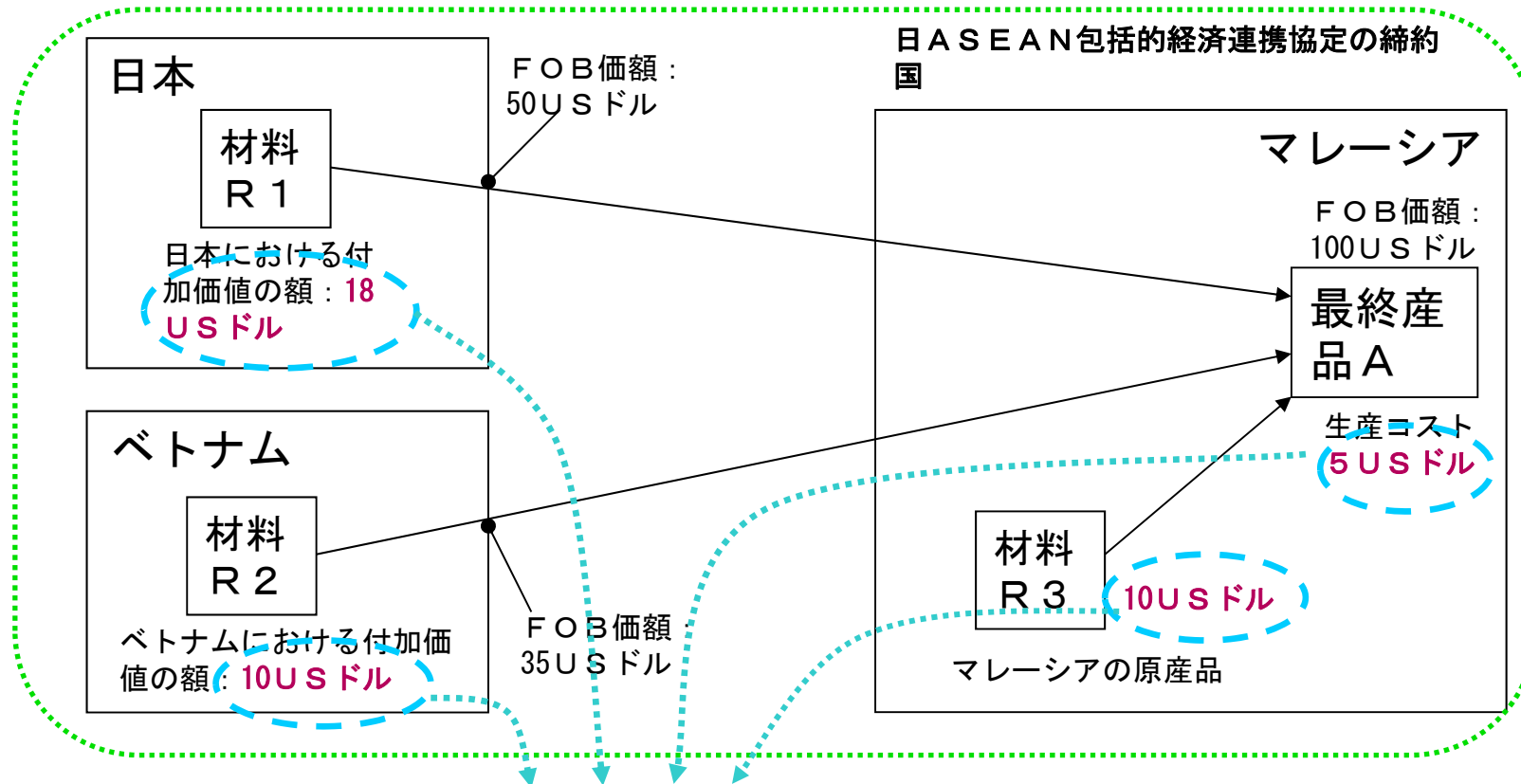


日本以外の締約国（左図では、マレーシア）に関しても、ASEAN包括特惠原産地規則上のマレーシア原産品と認められれば、累積の規定の適用が可能。

⇒従来の二国間EPAに比べ、(概念的には)原産資格を獲得し易くなっている。

累積に関して間違え易い点

R1～R3、Aに係る品目別規則はいずれも「付加価値40%以上」と仮定する。

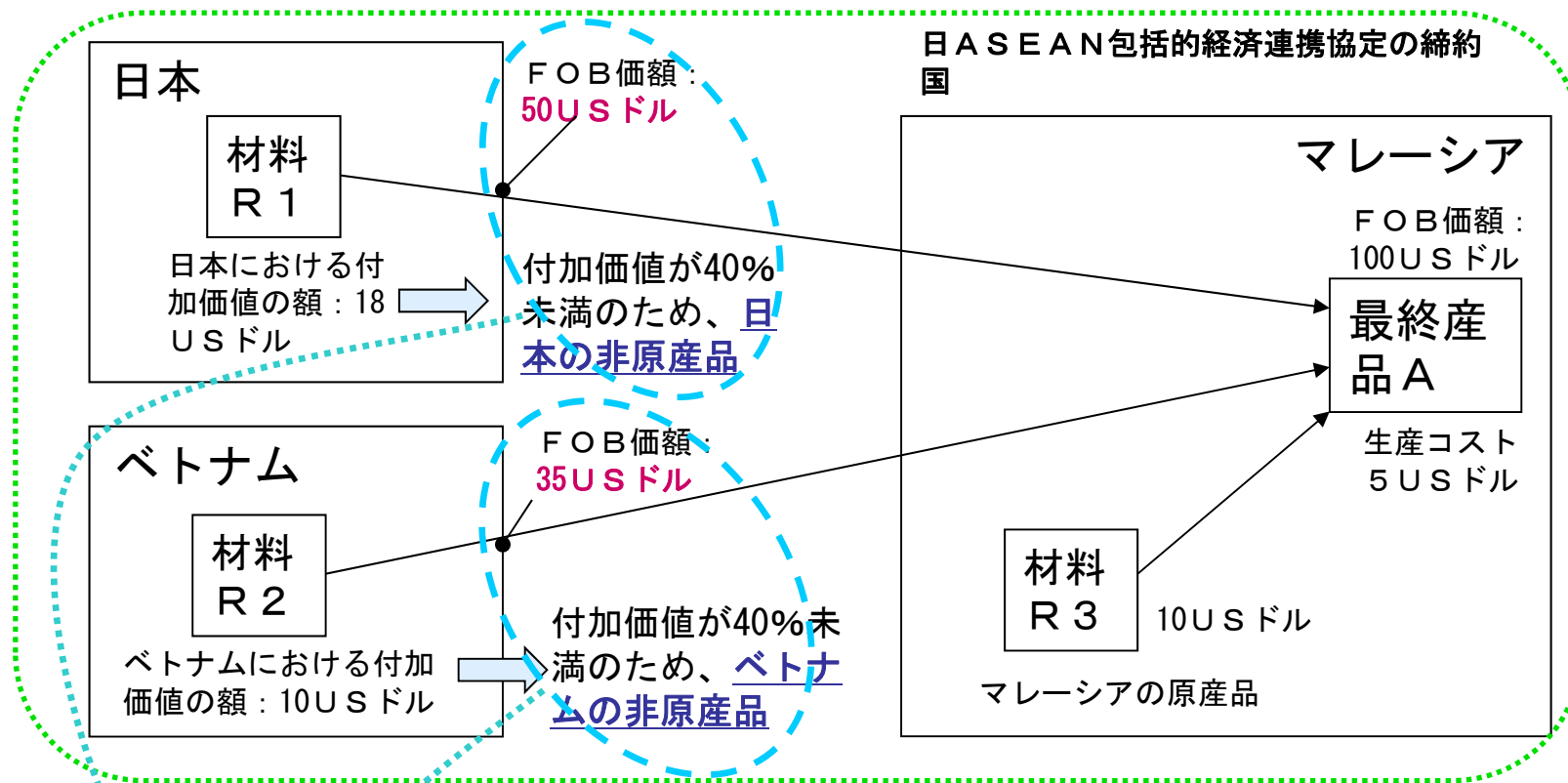


日ASEANの域内で付加された価値 = $18 + 10 + 10 + 5 = 43$ (USドル) > 最終産品AのFOB価額の40%
よって、Aは日ASEAN包括的経済連携協定の下でのマレーシア原産品と認められる。
と、つつい考えてしまいがちであるが、これは**誤り**。

累積の概念を正しく適用した場合には・・・

累積の規定の対象となるのは、他の締約国の原産品のみ。

R1～R3、Aに係る品目別規則はいずれも「付加価値40%以上」とであると仮定する。



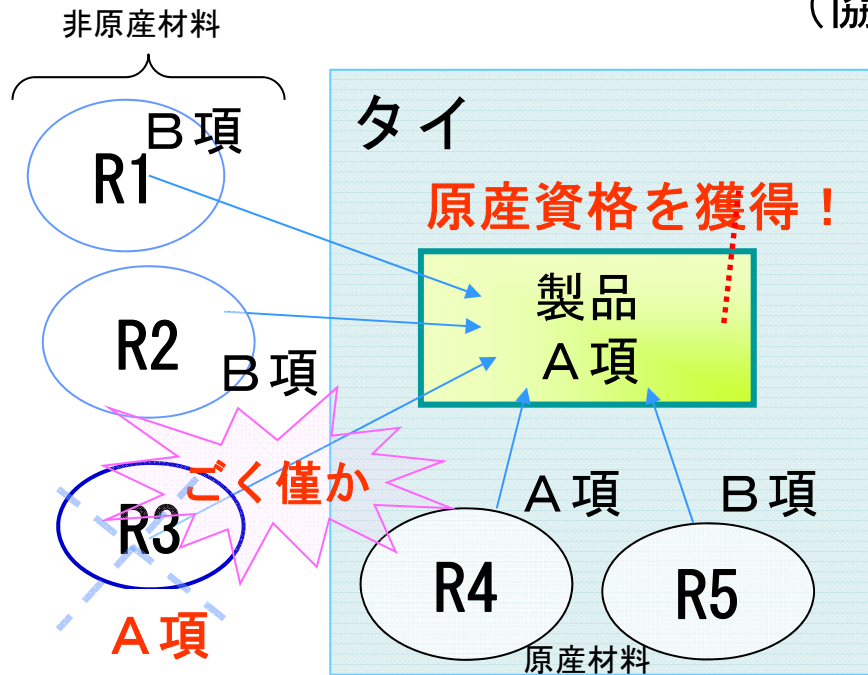
R1もR2も各締約国の非原産品であることから、累積の規定は適用されない。

このVNMに算入するのは、非原産材料の50ドル+35ドル

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} = \frac{100 - 85}{100} = 15\% < 40\%$$

したがって、最終産品Aは日ASEAN包括的経済連携協定上のマレーシア原産品とは認められないこととなる。

原産地証明書第8欄：DMI = 僅少の非原産材料 (協定第28条)



一部の非原産材料に関して、関税分類変更基準(例えば「他の項の材料からの変更」)を満たさない場合であっても、第28条第1項及び附属書2に定める特定の割合を超えなければ(=ごく僅かであれば)、考慮しなくてもよい。



その結果、左図の例においては、「すべての非原産材料の項番号が製品の項番号とは異なる」こととなり、関税分類変更基準を満たし、よって原産品であると認められる。

特定の割合—協定第28条第1項、附属書2(品目別規則) 3.

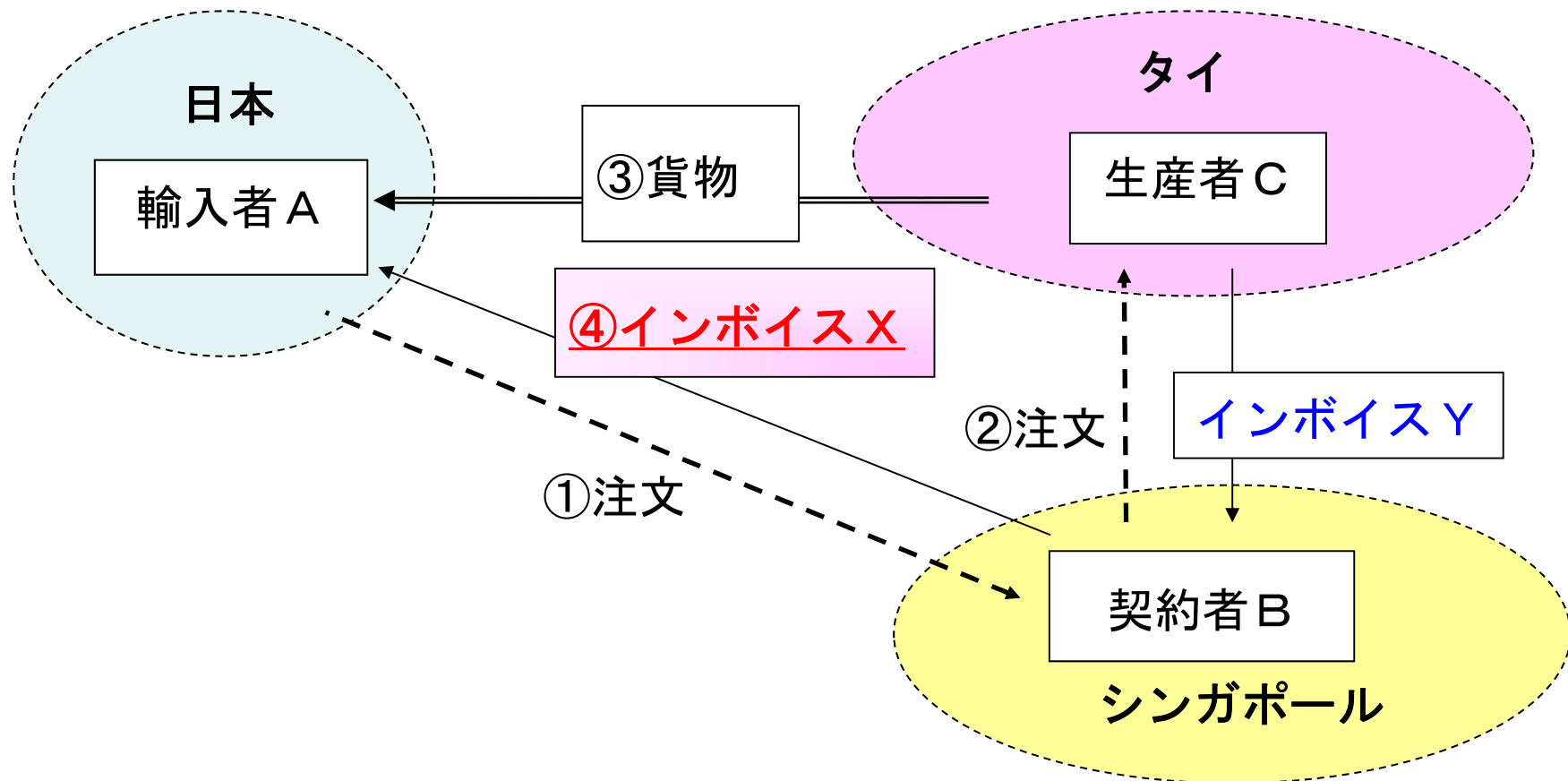
第16類、第19類、第20類、第22類、第23類、第28類～第49類、第64類～第97類	: 当該製品のFOB価額の10%を超えない
第1803.10号、第1803.20号、第1805.00号	: 当該製品のFOB価額の10%を超えない
第2103.90号	: 当該製品のFOB価額の7%を超えない
第50類～第63類	: 当該製品の総重量の10%を超えない
その他	: 適用なし

* 本条の適用があった場合、第8欄にDMIと記載。

原産地証明書第7欄、第10欄及び第13欄：“Third Country Invoicing”

インボイスが第三国で発行される場合①

第10欄に記入されるべきインボイス番号は、原則として (次ページ参照) 日本への輸入に用いられる「インボイスX」の番号。



原産地証明書第7欄、第10欄及び第13欄：“Third Country Invoicing”

インボイスが第三国で発行される場合②

(カッコ書きは前ページの例におけるもの)

○ 第三国で発行されるインボイスの番号が判明しているとき

- 第10欄：第三国で発行されるインボイスの番号及び日付けを記入
(シンガポール) (インボイスX)
- 第13欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック(✓)を付す。
- 第7欄：当該インボイスの発行者の名称及び住所を記入
(インボイスX) (契約者B)

○ 第三国で発行されるインボイスの番号が**不明**のとき

- 第10欄：輸出国(タイ)において発行されるインボイスの番号及び日付けを記入
(インボイスY)
- 第13欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック(✓)を付す。
- 第7欄：(第三国で発行される)インボイスの発行者の名称、住所及び当該インボイスが第三国で発行される旨を記入
(シンガポール) (インボイスX) (契約者B)

税関は、これらの取引関係を証明する書類の提出を要請。

原産地証明書第13欄：“Back-to-Back CO” 「連続する原産地証明書」が発給される場合①

back-to-back CO (certificate of origin)

- ・「連続する原産地証明書」という制度が、新たに導入された。(協定附属書4・第3規則第4項)

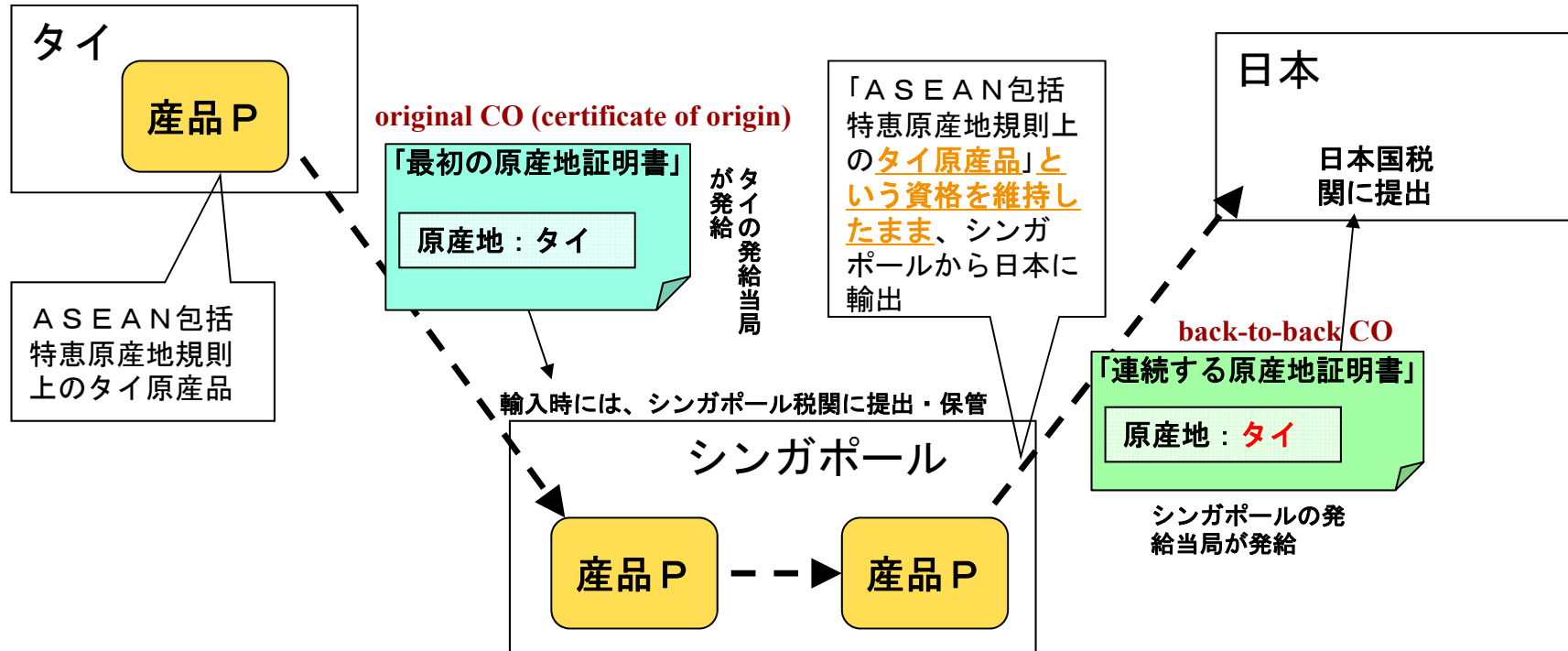
日ASEAN包括的経済連携協定の下では、通常の前産地証明書発給に加えて、一の締約国(締約国A)の原産品が、別の締約国(締約国B)を経て更に別の締約国(締約国C)に輸入される場合に、締約国Bにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締約国Aで得た原産資格に変更がない場合に、締約国Aで発給された「最初の原産地証明書(original CO)」に基づき、締約国Bにおいて「連続する原産地証明書(back-to-back CO)」の新たな発給を受けることができる。

この場合、「輸出締約国の原産品」とは、「最初の原産地証明書」を発給した締約国(締約国A)の原産品である。

「連続する原産地証明書」である場合

第13欄：“Back-to-Back CO”欄にチェック(✓)を付す

原産地証明書第13欄：“Back-to-Back CO” 「連続する原産地証明書」が発給される場合②



産品 A (ASEAN 包括特惠原産地規則上のタイ原産品) をシンガポールを経て輸出。

- ➡ シンガポールでは産品 A に何ら加工等を施さず (= ASEAN 包括特惠原産地規則上のタイ原産品という資格を維持したまま)、当該産品を日本に輸出。
- ➡ シンガポールから日本に産品 A を輸出する輸出者は、「最初の原産地証明書」に基づき、シンガポールの原産地証明書発給当局に対して、産品 A が ASEAN 包括特惠原産地規則上のタイ原産品であることを証明するための「連続する原産地証明書」の発給を申請することが可能。

原産資格を与えることとならない作業 －協定第30条

- ・ 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業
- ・ 改装及び仕分
- ・ 組み立てられたものを分解する作業
- ・ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- ・ HS通則2(a)の規定により一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- ・ 物品を単にセットにする作業
- ・ これらの作業の組合せ

直接積送一協定第31条

(二国間EPAにおける積送基準に対応)

- ・ 以下の産品は直接積送されるものとみなす
 - 輸出締約国から日本に直接輸送されること
 - 積替え又は一時蔵置のために一以上の締約国(輸出締約国及び日本を除く。)又は第三国を経由して輸送される場合
 - ・ 当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するため必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと

☆直接積送されない場合には日ASEAN包括的経済連携協定に基づく特惠税率の適用対象とならない

積送基準を満たしていることを証明する書類 －協定附属書4第3規則第3項

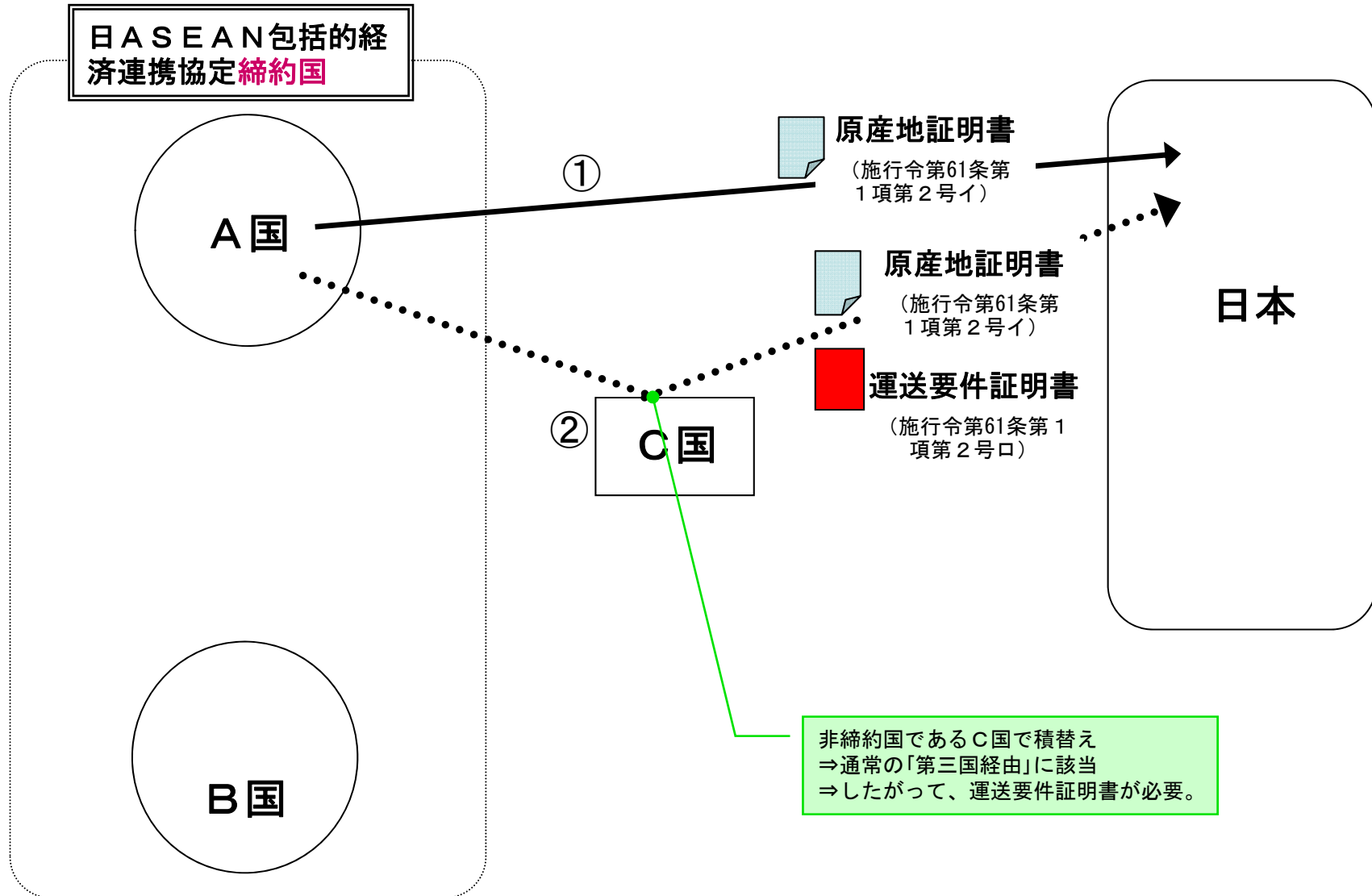
- ・ 第三国を経由して輸入される場合
 - 通し船荷証券の写し
 - 第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないことを証明するもの

課税価格の総額が20万円以下の貨物については提出を免除 ※

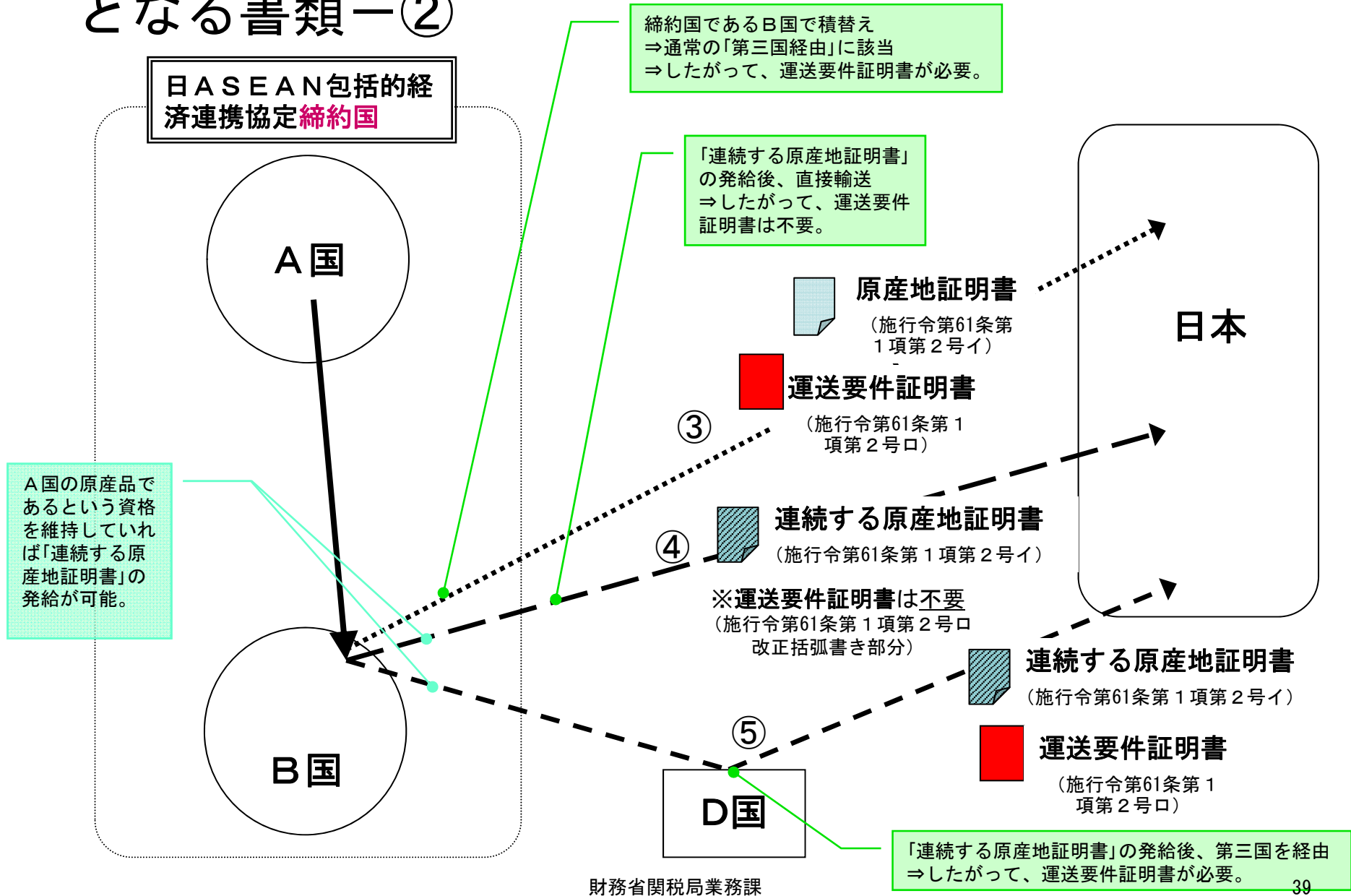
積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類 ※

※関税法施行令第61条第1項第2号ロ

ASEAN包括特惠税率を適用する場合に必要な となる書類①



ASEAN包括特惠税率を適用する場合に必要な となる書類②



ご不明の点があれば・・・

- ・ 日ASEAN包括的経済連携協定の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

協定本文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k.pdf

附属書 1 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k1.pdf

附属書 2 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k2.pdf

附属書 3 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k3.pdf

附属書 4 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k4.pdf

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)からご覧いただけます。

- ・ ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地調査官連絡先:

税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm)

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。